

「幼保小の架け橋プログラム」の推進について

幼保小の架け橋プログラム

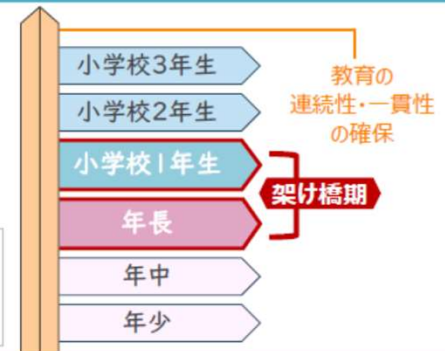
幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図るため、0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進し、域内の全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指す取組。

※文部科学省において、令和4年3月に、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」と「参考資料(初版)」を作成

架け橋期のカリキュラム

幼保小の先生が、共通の視点を持ちながら、相互の教育内容や教育方法の充実を図るため、協働して作成する架け橋期(5歳児から小学校1年生までの2年間)のカリキュラム。

【参考】
幼保小の架け橋プログラムの
実施に向けての手引き(初版)
等



地域における体制のイメージ

自治体における取組

地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

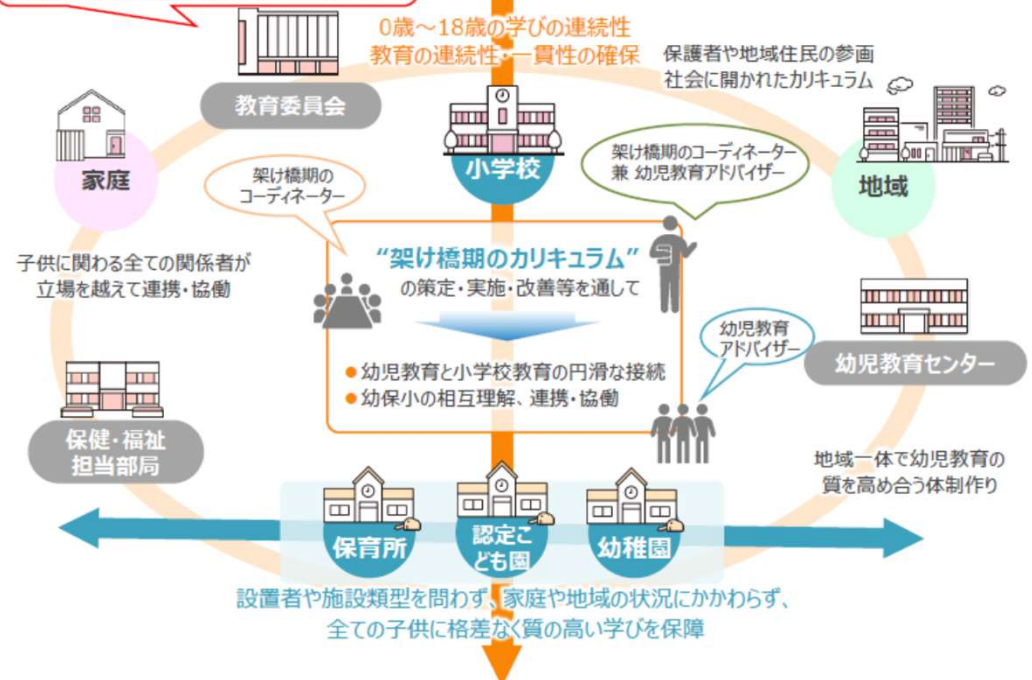
架け橋期のカリキュラム開発会議

- | | |
|---|--|
| <p>構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校 教育委員会、子育て担当部局 教員等養成や研修に関わる大学や専門学校 幼保小の関係団体・保護者や地域の関係者 架け橋期のコーディネーター、幼児教育アドバイザー、有識者 等 | <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 架け橋期のカリキュラムの開発 カリキュラムの実施に必要な研修 持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援 国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等 |
|---|--|

幼保小の円滑な接続に向けた助言を行う架け橋期のコーディネーター等の派遣など、持続的・発展的に実施する組織体制の構築

各幼児教育施設・小学校における架け橋期のカリキュラムを踏まえた教育課程編成・指導計画作成、実施、改善

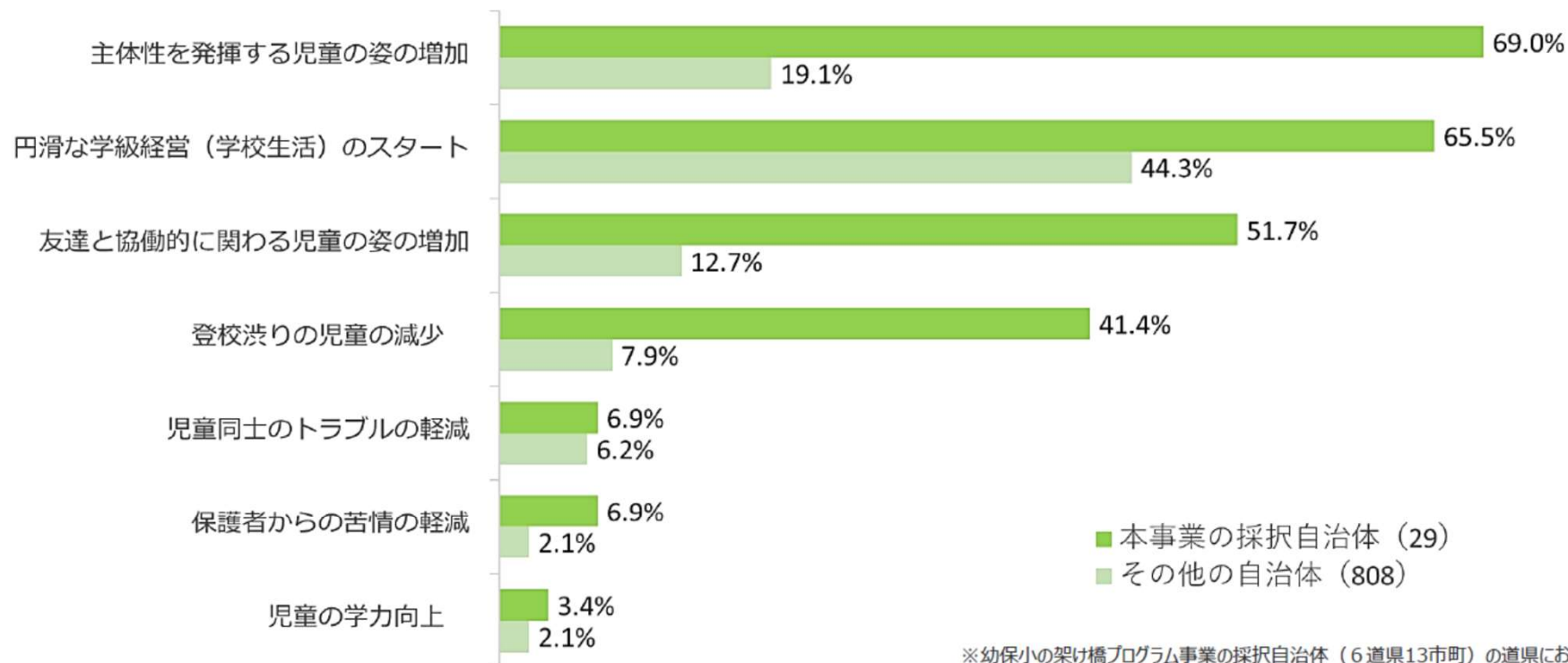
地域で一体となって幼児教育施設と小学校の接続を進めるためには、教育委員会が主導的な役割を發揮することが必要。



幼保小の架け橋プログラムの成果 (幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より)

Q. 幼保小の接続に取り組んでいる中で、改善された小学校（学級）の課題があれば、当てはまるものを選択してください。
(当てはまるものを全て選択)

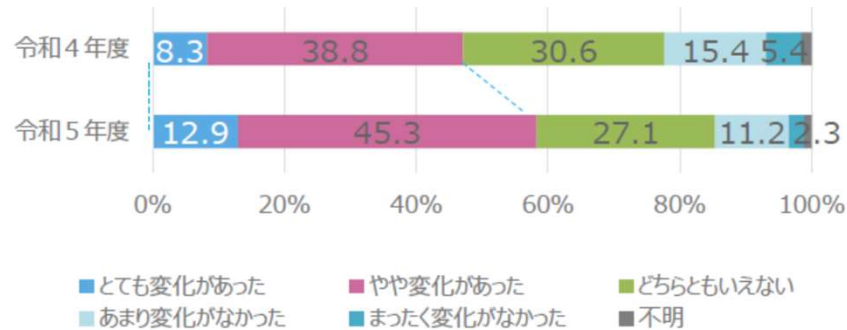
【改善された小学校の課題（令和 5 年度）】



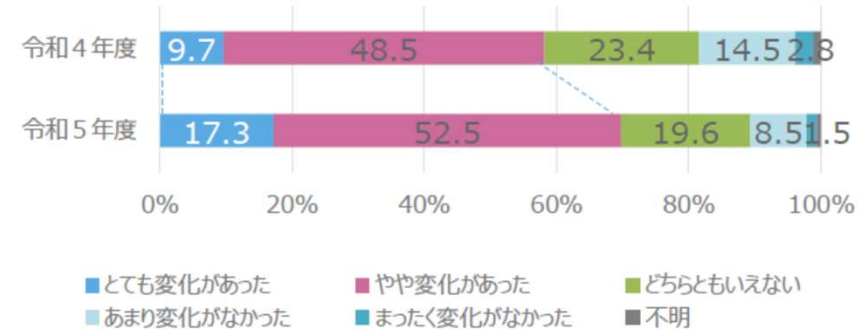
※幼保小の架け橋プログラム事業の採択自治体（6 道県13市町）の道県においては、道県の回答及び連携市町からの回答を「採択自治体」として集計している。

Q. 今年度の幼保小の接続の取組を通して、貴園・貴校の先生による／ご自身の子どもへの関わりや指導方法に変化はありましたか。

幼児教育施設（管理職）

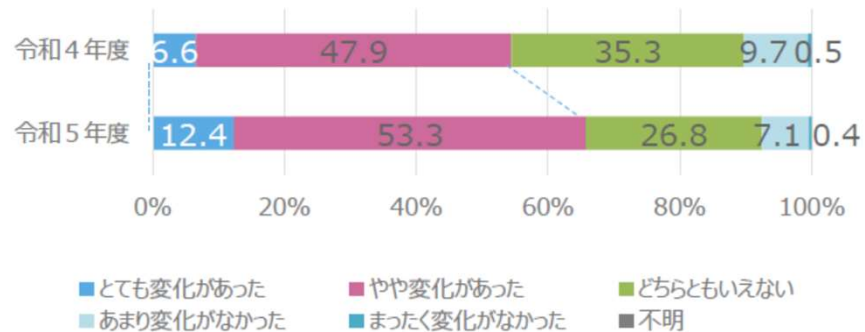


幼児教育施設（学級担当）

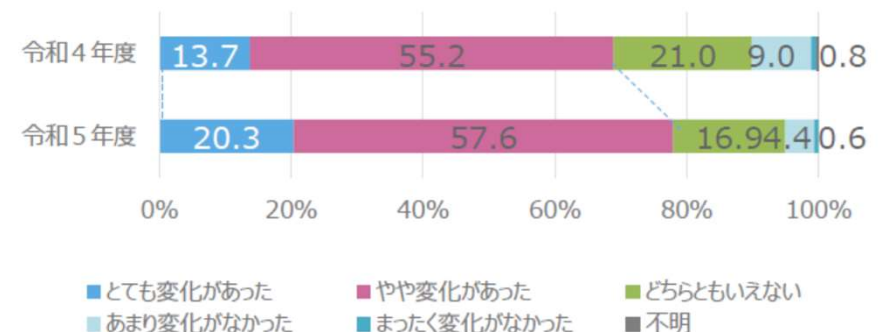


○ 幼児教育施設においては、小学校教育を見通し、人前で自分の意見や気持ちを話す機会の設定や、小学校進学への興味や期待を膨らませる指導、子供自身が時間を意識できるような働きかけなど、小学校の生活や学びへの接続に向けた指導への変化を回答する割合が増えた。

小学校（管理職）



小学校（学級担当）

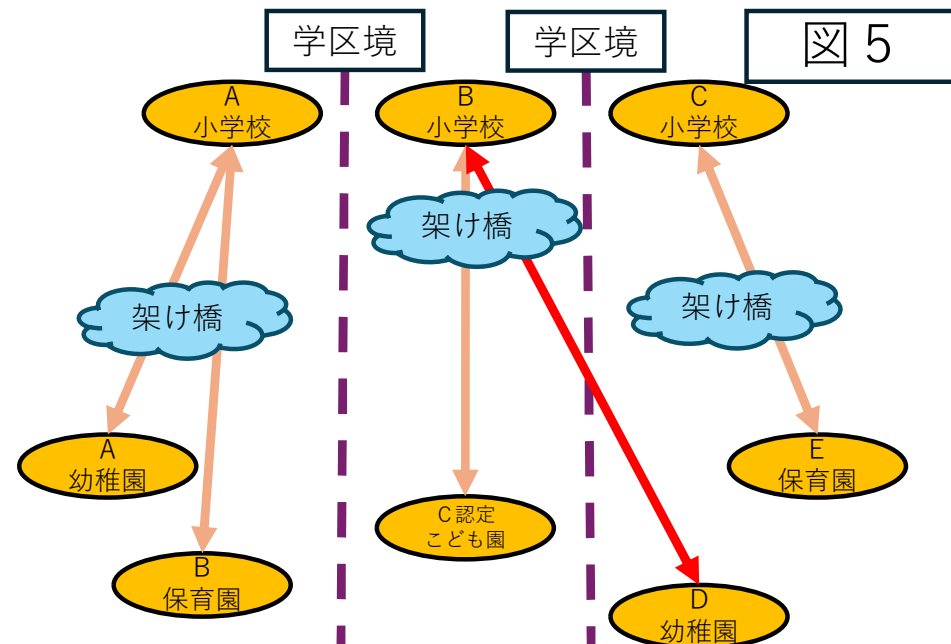
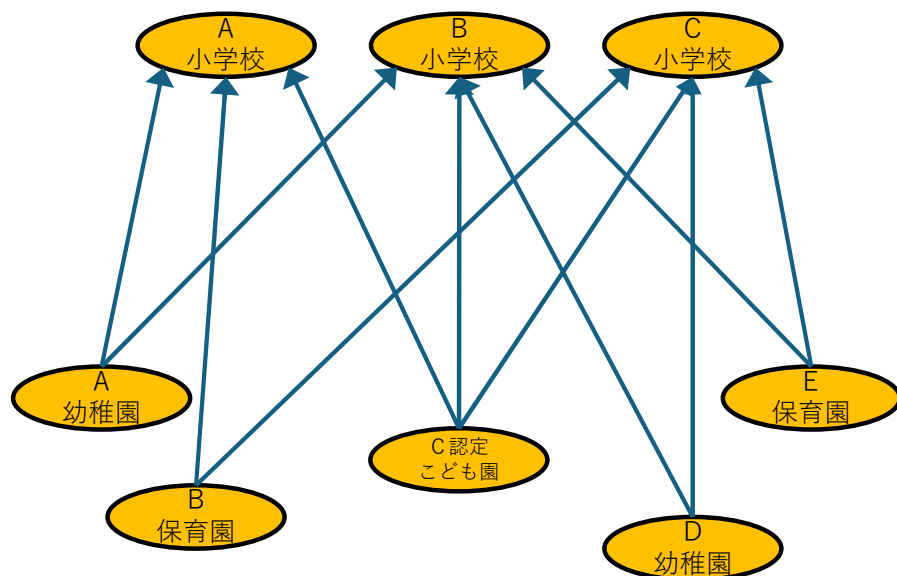


○ 一人一人の児童の実態や興味・関心に合わせた指導、児童の幼児教育施設での経験を意識し、できるようになったこと・まだできないことを考慮した指導、児童が安心して活動できる教室環境や授業構成など、幼児教育の考え方を参考にした指導への変化を回答する割合が増えた。

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- 平成29年告示の3要領・指針や小学校学習指導要領等では、育成を目指す資質・能力について、子供の資質・能力や学びの連続性を一層確保し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることを求めている。
- 国においては、この趣旨を実現するため、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼保小の合同研修や幼保小の接続を意識した教育実践が取り組まれ、幼児教育施設において、小学校の各教科等で積み重ねられてきた指導の専門性等を参考に、幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において、入学当初の小学校教諭等の指導方法が変わり、児童の主体的な姿がより見られるようになってきたりしているなどの成果が上がっている。
- 一方、地域の教育に関する基本方針・基本計画等に幼保小の連携・接続が位置付けられていない場合があること、地方自治体の強いリーダーシップや幼保小の管理職の理解がないと、幼児教育施設と小学校との相互の連携・接続を進めることは容易ではないことなど、全国的に見ると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分。
- 小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また、不登校児童の増加率が高いことを踏まえると、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小接続期の教育の充実について検討を行い、対策に取り組むことが重要。
- 幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。幼児教育施設においては、小学校以降の教育を見通しながら、幼児に直接的・具体的な豊かな体験を通して小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力が育成されるようにすること、小学校においては、幼児期には幼児自らが遊びに向かう自発性を大切にした「環境を通して行う教育」が行われていることを踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、授業や学習の楽しさと充実感を感じながら基礎的な学力を身に付けていくようにすること、特に入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。
- 小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。



- ・同じ園から、複数の小学校に進学
- ・小学校には、複数の園から入学

全てに対応することは困難

参考：小学校接続加算の国F A Q

Q. 卒園した児童が通学することが想定される全ての小学校と連携・接続する必要があるか。

A. 例えば小学校区など、卒園した児童が通学すると考えられる小学校との接続・連携を想定しています。卒園した児童が通学すると考えられる全ての小学校との接続まで求めるものではありません。

架け橋カリキュラムの作成は、園の所在する小学校区毎で行う。

例) A小学校区にあるA幼稚園とB保育園は、A小学校と架け橋カリキュラムを作成する。

ただし、既に連携を進めているなどの事情がある場合は、学区をまたいで作成することもできるようにする。

例) D幼稚園は、既に連携しているB小学校とカリキュラムを作成するかわりに、学区内であるC小学校とは作成しない。(図の赤矢印)

小学校接続加算に関するFAQの追加案（公定価格に関するFAQ）

Q：協議会について、例えば都道府県の主催で、域内の幼児教育施設や小学校の関係者が参加できる大規模な合同協議会を開催しており、架け橋期のカリキュラムについて協議しているが、実際に連携・接続する園と小学校での協議がなされない場合は、要件 iii の対象となるのか。

A：小学校接続加算は、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続の促進を図るため、小学校との連携・接続に取り組む施設に補助を行うものです。

この、小学校との連携・接続については、FAQ No.230において、「例えば小学校区など、卒園した児童が通学すると考えられる小学校との接続・連携を想定しています。」とお示しているところです。上記を踏まえると、大規模な合同協議会における不特定多数の小学校との協議については、実際に連携・接続する園と小学校での協議を継続することが困難であると考えられ、幼児教育施設と小学校とが協働して架け橋期のカリキュラムの策定に着手しているとは言えないため、本加算要件の対象とすることは適切ではないと考えられます。

Q：自治体で策定しているモデルカリキュラムに沿って園ごとに小学校を見据えたカリキュラムを作成しているが、園と小学校で協議を行わず個別に作成しているのみの場合は要件を満たしていると考えられるか。

A：本FAQ No.229において、「市町村がモデルカリキュラムを策定している場合であっても、そのモデルカリキュラムをもとに各施設が小学校と協働して5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラムを策定する必要があります。」とお示しておりますので、カリキュラムを園と小学校が協働することなく、個別に作成しているだけでは、本加算要件の対象とすることは適切ではないと考えられます。他方で、個別に作成しているカリキュラムを持ち寄って、架け橋期のカリキュラム策定に向けた協議を園と小学校で行っている場合には、本要件の「着手している」と認められる場合に当たると考えられます。